

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年3月27日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

1 監査対象年度 平成21年度（瀬戸内国際芸術祭実行委員会については平成20年度～22年度）

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団	検討指示事項	資産運用について、運用規程で理事長の決裁を受けなければならないと規定されているが、事務局長の決裁しか受けていなかったの で、今後、運用規程の改正を含め検討する必要がある。	公益財団法人への移行（平成23年4月1日付け）に併せ、事務決裁規程と資産運用規程の改正を行った。 資産運用については代表理事（県政策部長）の決裁事項とし、適切に処理を行っている。
ことでんサービス・アマノマネジメントサービス共同企業体	指導注意事項	駐車場使用料収納事務について、不適正な事務執行があり、内部チェックが機能していなかったことが認められるので、経理委員会（監査組織）を機能させるとともに、毎日の収納事務への本社職員と所長によるチェックなど、再発防止策の徹底を図ることが必要である。	指定管理者において、以下の再発防止策を講じていることを確認している。 1 現場責任者と本社の管理部署職員の2人体制で、売上管理と在庫管理を日々行う。 2 現金での駐車利用券販売は、自動販売機とレジを導入して、販売記録を全て機械的に管理する。 3 管理部署のチェックとして現場係員の作成した業務日報等を直接管理部署へFAX送信させ、現場責任者が作成した書類と照合する。 4 経理委員会は現場責任者と管理部署に指示して棚卸調査（毎月）と収納金事務監査（3か月毎）を実施し、その結果を香川県に報告する。 5 監査役会を新たに設け、要領に基づき半期毎に棚卸調査及び

			<p>収納金事務監査について、監査役2名が実施する。また、抜き打ち監査は監査役会が指示をして管理部署が実施する。</p>
<p>社会福祉法人香川県社会福祉事業団</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>平成21年度に経営健全化積立預金を積み立て、これに対応する固定負債として経営健全化引当金を計上しているが、負債性が認められないため、純資産（その他の積立金）として計上されるものであるので修正する必要がある。</p>	<p>経営健全化積立金及び経営健全化引当金計上を取りやめ、単なる積立金として決算修正を行った。</p>
		<p>有価証券の購入について、会計処理が誤っているので修正する必要がある。</p>	<p>有価証券の評価方法を取得価額にして決算修正を行った。</p>
<p>瀬戸内国際芸術祭実行委員会</p>	<p>指摘事項</p>	<p>作品鑑賞パスポート及び前売引換券について、受払簿を整備するなど管理の適正を期す必要があった。</p>	<p>第1回開催における反省点を踏まえ、次回（2013年）開催に際しての改善策を取りまとめた。</p> <p>次回開催に向け、新たな作品鑑賞パスポート及び前売引換券の販売・管理システムの構築など、その準備において当該改善策を反映させ、適正な管理に努める。</p> <p>1 作品鑑賞パスポート及び前売引換券に関する受払簿（以下「パスポート受払簿」という。）を整備するとともに、券面に記載された個別番号により、残数管理を徹底する。</p> <p>2 パスポート受払簿には、受払いの都度、担当者与管理者による複数名が検印を押印することとし、内部けん制が十分に機能する形で運用する。</p> <p>3 パスポート受払簿と出納受払簿との突合を行うなど、物品、出納管理の双方からの相互チェックを定期的に行う。</p>
<p>社団法人香川県</p>	<p>指導注意事項</p>	<p>貸借対照表について、固</p>	<p>平成22年度決算において、情報</p>

観光協会	<p>定資産2件の計上漏れがあり減価償却も行われていないので、適正な正味財産期末残高が表示されておらず、正確に計上する必要がある。</p>	<p>システムについて固定資産に計上し、減価償却についても計上処理した。</p>
	<p>会計規程で作成することになっている月次合計残高試算表を作成していないので、作成する必要がある。</p>	<p>月次合計残高試算表については、平成22年度から作成した。</p>